

熊本県立松橋支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。その際、学校においては、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」を必要に応じて取り入れることで、個々の児童生徒に対して、いじめ心やいじめへの不安感等を克服する力、及び、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを育むようにする。

教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努める。また、不適切な発言等を見逃さないよう留意する。

(2) いじめの早期発見

教職員は、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

(3) いじめに対する措置

- いじめは、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

- その時期は、少なくとも3ヶ月以上継続していることを目安とする。
- いじめ被害の重要性から、必要に応じて長期間の注視期間を設定する。

② 被害児童生徒が身体の苦痛を感じていないこと

- 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

- ・ 寄宿舎生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、より丁寧に判断を行う。

(5) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組については、適切に情報提供を行い、検証していくことで、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(6) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじ

めの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。けんかはふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

学校においては情報モラルに関する学習を推進する。その際には「くまもと携帯電話・スマートフォン利用5か条」も活用し、インターネット利用に関するルールづくり、および、ネットいじめの未然防止教育を行う。もし、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進委員会）

（1）構成員

外部専門家 校長 教頭 指導教諭 小学部主事 中学部主事 高等部主事 寮務主任 寄宿舎主任 人権教育主任 養護教諭 生徒指導主事（情報集約担当者） いじめ防止担当 ※いじめ相談窓口 ※担当職員（※）は必要に応じて

(2) いじめ防止対策推進委員会の役割

- ア いじめの相談・通報の窓口
- イ いじめの疑いに関する情報などの収集と記録、共有
- ウ いじめの情報共有、児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に実施するための中核

4 年間計画

(1) 各学部・寄宿舎、会議、校内研修会、取組の評価等の実施時期

	1 学期	2 学期	3 学期
各学部 寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・心のきずなを深める月間の取組 ・いじめ防止集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の取組 ・人権集会 	
「命を大切にする心」を育む指導及び人権教育の取組			
会議 研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針改訂 ・第1回いじめ防止対策推進委員会 ・いじめ防止研修① ・人権教育推進委員会① ・人権教育推進委員会② ・人権研修① (代表人権レポート研修) ・人権研修② (人権1人1レポート研修) ・人権研修③(法令等) ・人権研修④ (外部講師招聘研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止対策推進委員会 ・いじめ防止研修② ・人権研修⑤ (個別的な人権課題) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ防止対策推進委員会 ・人権教育推進委員会③
(※) いじめ重大事態が発生した場合、臨時のいじめ防止対策推進委員会を開催し、対応する。			
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールサインについての説明・導入 ・SOSの出し方に関する教育 ・いじめ・なやみアンケート(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・なやみアンケート(11月) ・心のアンケート(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・なやみアンケート(1月)
面談等(児童生徒・保護者等)を通して、定期的に児童生徒の状況を把握する。			

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

「命を大切に作る心」を育む指導及び人権教育の取組

学部	時期	指導及び取組内容
小学部	1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふわふわの空に虹をかけよう」 1学期の学部集会でいじめや人権について話し、理解を深める。自分や友達の良いところ、友達へ感謝の言葉を虹の赤・橙の用紙に書いて掲示して紹介しあう。
	2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふわふわの空に虹をかけよう」 学部集会にて2学期に楽しみなことや頑張りたいこと、交流学習をして思ったこと、自分や友達の良いところを黄色、緑、青、藍の用紙に書いて掲示して紹介しあう。 ・司書教諭による人権に関する読み聞かせ
	3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふわふわの空に虹をかけよう」 学部集会にて自分のやってみたいことや夢について考え、紫の用紙に書いて掲示して紹介しあう。 ・学部集会での保健指導(性教育)
	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・学部集会で友達同士が関わりあうことのできるゲームを行う ・学部集会におけるがんばり発表 1人1回、学部集会時にがんばり発表を行い、各自ががんばっている姿を小学部全体で見てもらおう機会を設ける。
中学部	1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめゼロ宣言」発表、掲示
	2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・学部集会での人権学習・人権に関する本の紹介
	3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・学部集会での保健指導(性教育)
	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・帰りの会や生徒総会での「頑張り発表」 ・「わくわくタイム」の実施 特別活動の「わくわくタイム」にて、なかまづくりという集団の視点を入れて活動する。 ・「中学部ダンス」 集会等集まる場面で、中学部で考えたダンスをして友達と関わる場面を増やす。
高等部 一般学級	1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない宣言の作成・掲示 ・情報モラルについての学習
	2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 LHR「差別問題について考える」
	3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを高める学習
高等部 重複障がい 学級	1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない宣言の作成・掲示 ・「心のきずなを深めるため」のポスター・標語の作成
	2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 LHR「長所を見つけよう」
	3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを高める学習

高等部 生徒会	6月 12月 通年	・いじめ防止集会 ・人権集会 ・マンスリーゴール
寄宿舍	1学期	・目標、重点項目確認 ・いじめを許さない宣言作成 ・「ワクワク自己紹介～君の名は～」
	2学期	・ほめほめの木制作 ・いじめをゆるさない宣言反省
	3学期	・互いを認め合い、自己肯定感を高める取組（できるようになったこと発表）

5 いじめに対する措置

(1) 情報、事実の正確な把握と確認、共有化

- ア 被害者・加害者からの聴き取り・・・担任・養護教諭・生徒指導主事
- イ 第三者からの聴き取り・・・生徒指導主事・いじめ防止担当
- ウ 保護者への連絡・保護者からの聴き取り・・・学部主事
- エ いじめ防止対策推進委員会の招集・・・教頭

(2) 指導支援の体制

いじめ防止対策推進委員会で指導・支援体制を決定

(3) 児童生徒への指導・支援

- ア 被害者への対応・・・担任・養護教諭
- イ 加害者への対応・・・担任・生徒指導主事
- ウ 他の児童生徒への対応・・・学部主事・人権教育主任・担任

(4) 家庭との連携

- ア 関係保護者への対応・・・教頭・学部主事
- イ 保護者会への対応・・・教頭・学部主事

(5) 関係機関との連携・・・教頭

6 重大事案への対応

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態対応マニュアルの整備・校内体制の整備及び研修の充実

県及び県教委の作成した「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアルをもとに、本校の実態に即したマニュアルを整備する。

学期に1回、いじめ問題に関する職員研修を行うことで、校内マニュアル、校内体制の確認並びに危機管理に係る意識の高揚を図る。同時に、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルが高まるようにする。

(ウ) 重大事態の報告、調査について

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

(エ) 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止対策推進委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。なお、調査組織の過半数を外部の専門家等とし、委員長は外部の専門家等が務めることとする。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査する。